

国立病院機構熊本再春医療センターにおける競争的資金の間接経費の執行に関する方針

平成28年7月1日制定

1. 目的

この方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ、平成26年5月29日改正)(以下、「共通指針」という。)に基づき、熊本再春医療センター(以下、「当院」という。)における間接経費の額、使途、執行方法等に関し、必要な事項を定める。

2. 定義

「配分機関」・・・競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「直接経費」・・・競争的資金により行われる研究を実施するために研究に直接的に必要なものに対し競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として当院が使用する経費。

3. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とする。ただし、配分機関による特別な定めがある場合はそれに準拠するものとする。

4. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するために必要となる経費に充当する。なお、間接経費の執行は、共通指針の別表1「間接経費の主な使途の例示」を参考として、病院長の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用すると共に、使途の透明性を確保するものとする。

5. 間接経費の執行

間接経費は、配分機関より当院のメイン口座にて受領したのち、研究費の経理事務担当者は、研究者に対して受領した旨の連絡を行うものとする。連絡を受けた研究者は、間接経費を当院に譲渡する。研究費の経理事務担当者は、使用計画を作成し、病院長が使用決定を行ったうえで、間接経費を執行する。

6. 報告

病院長は毎年度の間接経費使用実績等を共通指針の別紙様式により翌年度の6月30日までに研究費の経理事務担当者を通じ、配分機関、日本学術振興会に報告する。

7. その他

共通指針等に見直しがあった場合には本方針も随時見直すこととする。